

に三角面を六個作り、右回りで「標」以下を一字ずつ記す。ついでこれらに続く縦方向の各面には、それぞれ水平方向に切り込みを入れ、長方形の単位面を作り出す。そして各面に上から順に「姜」「太」「公」「在此」と記す。以下は一部しか判読できないが、頂部の「火」に対応する五段目に「従□」、「水」に対応する五段目に「□無」が判読できる。頂部の字句は五輪塔の標で、各面は「姜太公、此に在り」と読める。「姜太公」は道教にいう太公望を指す。「従□」「□無」は井戸に関わる出入りのことを指すものか。いずれにしても辟邪の霊符とみられる。

9 関係文献

高槻市教育委員会『嶋上郡衙跡発掘調査概要』四（一九八〇年）

（森田克行）

大阪・北花田口遺跡

きたはなだぐち

- 1 所在地 大阪府堺市北向陽町二丁
- 2 調査期間 KHG二地点 一九八六年（昭61）一月～三月
- 3 発掘機関 堺市教育委員会
- 4 調査担当者 嶋谷和彦
- 5 遺跡の種類 鑄造工房跡
- 6 遺跡の年代 一七世紀前半～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（大阪西南部）

調査地は、中近世の都市遺跡として著名な堺環濠都市遺跡の、近世段階の東環濠の濠外対岸に位置する。元禄二年（一六八九）の「堺大絵図」では「九兵衛」なる人物の屋敷地に該当するが、南隣りには吹屋の「七郎兵衛」が居住しており、本地一帯が近世に「吹屋町」と通称される由来となっている。吹屋は金属を熔解・精錬・加工する業種であり、火難防除・公

害防止の意味もあって濠外に置かれる一方で、元禄四年閏八月に濠外が堺奉行の支配から外された際にも、吹屋の作業場は都市的要素と認められ、「御領地」として堺の境内にとどまっている（嶋谷和彦「近世堺鑄物師の居住地について―堺市内検出の鑄造関連遺跡を中心に―」『摂河泉文化資料』四〇（一九八八年）。

発掘調査では、井戸・粘土貯蔵施設・大規模廃棄土坑などを検出するとともに、棒はかりの錘・釜・鍋・犁などの鑄型や「サル」（鑄型乾燥用三足状支脚）・「カマのヘソ」（釜鑄型湯口に残った鉄湯）・「ツチ」や「ハタマワシ」などの鉄製工具、熔解炉壁片といった鑄造遺物が大量の炭や焼土と一緒に出土しており、本地が鉄鑄物の生産を行なった鑄造工房跡であることを考古学的にも実証した。

今回紹介する墨書資料は、直径約一・〇m深さ約二・八mを測る円形堅板式五段組みの井戸SE二〇一の、四段目の堅板の一枚である。井戸内埋土中からは、一六世紀後半から一七世紀初頭にかけての中国青磁皿・備前壺も出土しているが、遺構としての井戸の年代は一七世紀前半から中頃と判断される。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「六斗」

550×76×12 061

井戸枠として使用されていた堅板の中の一枚である。材の内面には、上端より下に約五〇mm、下端より上に約九五mmの長さで、それ

ぞれ上・下段の井戸枠との組み合わせに供するための顕著な加工痕が認められる。墨書は井戸枠外面に縦方向に記されているが、この墨書内容と井戸枠との関連性については不明である。

9 関係文献

堺市教育委員会「北花田口遺跡発掘調査概要報告―堺市北向陽町一丁 KHG二地点―」（堺市文化財調査概要報告五、一九九〇年）

（嶋谷和彦）

